

議会議案第1号

太田市議会ハラスメント防止条例の制定について
太田市議会ハラスメント防止条例を次のとおり制定する。

令和7年3月18日提出

提出者	太田市議会議員	長	正 祐
賛成者	同	山 水	めぐみ
	同	谷之木	勇 作
	同	青 木	雅 浩
	同	高 野	博 善
	同	木 村	浩 明
	同	渡 辺	謙一郎
	同	矢 部	伸 幸

太田市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、太田市議会議員（以下「議員」という。）間及び議員と職員等との間におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関し、必要な事項を定めることにより、全ての議員及び職員等が個人としての尊厳を尊重され、その役割を十分発揮し、快適に働くことができる環境を確保するとともに、ハラスメントの未然防止に努め、より一層市民に信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他個人の人格又は尊厳を害し、精神的又は身体的な苦痛を与え不快にさせる全ての行為をいう。
- (2) 職員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）その他市の職務に従事する全ての職員をいう。

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員間及び議員と職員等との間において生じたハラスメント及びハラスメントに起因する問題について適用する。

（議員の責務）

第4条 議員は、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントに当たる行為を疑われたときは、誠実な態度で事実を明らかにするとともに、その責任を明確にしなければならない。

3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる行為を行っていると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならない。

（議長の責務）

第5条 議長は、議会におけるハラスメントの防止に努めるとともに、議員及び職員等からハラスメントの相談又は苦情の申し出を受けたときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前項の相談又は苦情の申し出に係るハラスメントを行った者が職員等である場合において、事実関係の調査及び確認を行うために必要であると認めるときは、市長に対して、当該相談又は苦情に係る事実関係を把握するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の規定による要請に対して、速やかに事実関係の調査及び確認を行い、その結果を議長に報告するものとする。

(相談窓口の設置及びハラスメント事案への対応)

第6条 議長は、議会におけるハラスメントに関する相談の円滑かつ公正な解決を図るため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。

2 議長は、議員及び職員等から議員によるハラスメントに関する相談又は苦情の申し出を受けたときは、迅速かつ適切にその内容を精査し、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

3 議長は、前項の事実関係の調査及び確認を行うために、議員で組織するハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

4 審査会の構成員は、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、公平かつ公正に事実関係の調査及び確認を行わなければならない。

5 審査会は、議員によるハラスメントに関する相談又は苦情の申し出について、公正かつ適正に対応するために必要と認めるときは、ハラスメント事案に関する専門的な知識及び経験を有する者を審査会に出席させ、意見を聴取することができる。

6 議長は、審査会の調査結果により、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員に対し、指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。

(公表等)

第7条 議長は、審査会の調査結果により、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、速やかに当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

(研修等)

第8条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(プライバシーの保護)

第9条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職務の代行)

第10条 議長が第6条に定める調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは議長及び副議長を除く年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。